

鹿児島市水道局用地短期貸付

随時貸付実施要領
(随時貸付説明書)

令和6年4月

鹿児島市水道局

水道局用地随時短期貸付手続きの流れ

1 説明書交付

- 場所 鹿児島市水道局 本庁舎2階 管財契約課管財係

2 物件の確認

- 申請前に必ず各自で現地確認をしてください。
- ※ 申請時に「物件確認書」を提出していただきます。

3 貸付申込書の受付

- 場所 鹿児島市水道局 本庁舎2階 管財契約課管財係
- ※ 提出書類 公有財産借受申請書
法人：登記簿謄本又は登記事項証明
個人：住民票の写し
市税並びに水道料金等納入状況確認承諾書
物件確認書

4 契約書等の提出

- 場所 鹿児島市水道局 本庁舎2階 管財契約課管財係

6 貸付料の納入

- 期限 納入通知書により指定した期日
- 金額 契約額若しくは納入通知書に記載された額

目 次

○ 随時貸付実施要領（随時貸付説明書）

1	貸付物件	P 1
2	貸付物件の使用目的	P 1
3	申込に必要な資格	P 1
4	貸付申込	P 2
5	物件の確認	P 2
6	契約の締結	P 3
7	貸付料の支払方法	P 3
8	用途の指定・制限等	P 3
9	原状回復	P 3
10	その他	P 3
11	お問い合わせ先	P 4
	（参考）地方自治法施行令	P 5
	（様式）公有財産借受申請書	P 6
	物件確認書	P 7
	市税並びに水道料金等納入状況確認承諾書	P 8
	土地賃貸借契約書＜例＞	P 9～12

随時貸付実施要領（随時貸付説明書）

1 貸付物件

貸付物件は、「貸付物件一覧表」（ホームページ記載）のとおりです。

なお、都合により貸付を中止する場合がありますので、事前にご確認ください。

2 貸付物件の使用目的

貸付物件の使用目的は、一時使用とします。ただし、一時使用を目的とするものであっても、次に掲げるものについては貸付けができません。

- (1) 住居、事務所などの建物の建設を目的とするもの。ただし、マンション等販売のためのモデルルーム、工事等現場事務所などの仮設のものは除く。
- (2) 悪臭、騒音及び土壌汚染など、著しく環境を損なうと予想されるもの
- (3) 政治的用途又は宗教的用途に用いるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。）第2条第1項に該当する風俗営業の用途及び同条第5項に該当する性風俗関連特殊営業の用途に用いるもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に該当する暴力団（以下「暴力団」という。）及びその構成員がその活動のために利用するもの
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第1項各号に該当する団体、その役職員及び構成員がその活動のために利用するもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) その他貸付けに適さないものと判断されるもの

3 申込に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4（5頁参照）の規定に該当しない者であること。

(2) 鹿児島市税、並びに鹿児島市の水道料金及び下水道使用料等を滞納していない者であること。

(3) 次のアからキのいずれにも該当しないもの。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団対策法第2条第6号の暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 貸付物件を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用しようとする者
- キ 貸付物件を、風俗営業法第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用途に使用しようとする者

4 貸付申込

(1) 貸付期間

物件の貸付期間は、当年度内のうち借受希望期間とします。なお、水道局が認める場合は、原則1年を限度として再契約をすることができます。

(2) 申込方法

貸付申込をされる方は、「公有財産借受申請書」に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて水道局へお申し込みください。

(3) 受付場所

鹿児島市水道局 本庁舎2階 管財契約課管財係

(4) 添付書類

- ア 法人：登記簿謄本又は登記事項証明書
個人：住民票の写し
※ 発行日から3ヶ月以内のもの（コピー不可）
- イ 市税並びに水道料金等納入状況確認承諾書
- ウ 物件確認書

(5) その他

ア 申込みは先着順に受け付けますが、同時に複数の申込みがあった場合は、次のとおりとします。

(ア) 貸付期間（年度内）が長い借受希望者に決定します。

(イ) 貸付期間が同一の場合は、抽選により借受者を決定します。

イ 郵送での受付はいたしません。

ウ 必ず申込者ご本人か、申込内容について説明できる方が直接持参してください。

5 物件の確認

貸付物件については、「物件調書等」に概略を記載していますが、引渡しは現状引渡しとなりますので、必ず事前に現地を確認してください。

※ 「物件確認書」を提出していただきます。

6 契約の締結

落札者は、契約書2部（記名押印し、1部は200円の収入印紙を貼付したものを）を提出してください。

※ 「土地賃貸借契約書」は、9頁から12頁に記載しています。

7 貸付料の支払方法

鹿児島市水道局の発行する納入通知書により、その定められた金額及び指定する場所において、納入期限までに支払うこととします。

※ 貸付料を納入期限までに支払わなかったときは、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、当該貸付料に政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延賠償金として鹿児島市水道局に支払っていただきます。

8 用途の指定・制限等

借受希望者と土地賃貸借契約を締結する場合、次の条件が付されます。

(1) 用途指定

指定日から貸付期間満了の日まで、公有財産貸付申込書の借受目的以外の用途に使用してはならない。

(2) 使用上の制限

借受者は、安全管理の徹底に努め、貸付物件の使用に当たって発生した事故又は第三者への損害等についてすべての責任を負うものとする。

(3) 転貸の禁止等

・ 貸付物件を転貸し、又は使用权を譲渡してはならない。

- ・貸付物件を指定用途以外に使用してはならない。
- (4) やむを得ない理由により指定用途等の変更又は解除を必要とするときは、水道局の承認を受けなければならない。
- ※ 上記に違反した場合は、水道局は借受者に催告しないでこの契約を解除できる。

9 原状回復

借受人は、契約を解除された場合又は貸付期間が満了した場合においては、自己の負担で直ちに貸付物件を原状に回復して、鹿児島市水道局に返還していただきます。

10 その他

- ・地盤に関する調査は行っておりません。
- ・本実施要領に定めのない事項は、鹿児島市水道局会計規程その他関係法令等の定めるところによって処理します。

11 お問い合わせ先

鹿児島市鴨池新町1番10号

鹿児島市水道局 本庁舎2階 管財契約課 管財係

T E L 0 9 9 - 2 1 3 - 8 5 1 2

(参 考)

地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第 1 6 7 条の 4 普通地方公共団体は、特別な理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後 2 年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法第 2 3 4 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

様式第 14 号 (62 条関係)

公 有 財 産 借 受 申 請 書

年 月 日

鹿児島市水道事業及び
公共下水道事業管理者 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

次の公有財産(土地・建物)を借り受けたいので、鹿児島市水道局固定資産等管理規程第 62 条の規定に基づき、関係書類を添付し、申請します。

財 産 区 分	<input type="checkbox"/> 行政財産 <input type="checkbox"/> 普通財産			
申 込 区 分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 (年 月 日 貸付契約)			
借 受 財 産	財産の種類	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 工作物	名 称	
	所 在 地			
	地目又は 構造		数 量	
借 受 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
借 受 目 的				
添 付 書 類	見取図及び関係図面			

物件確認書

年 月 日

鹿児島市水道事業及び
公共下水道事業管理者 殿

(申込人) 住 所
氏 名
電話番号

下記物件の法令に基づく規制、現状及びその他諸条件について十分確認いたしました。

よって、後日これらの事項について鹿児島市水道局に対し、一切異議、苦情等は申しません。

記

物件番号	所 在 地
	鹿児島市

市税並びに水道料金等納入状況確認承諾書

鹿児島市水道局が行う普通財産貸付の要件確認のため、私の市税並びに水道料金等の納入状況について、鹿児島市水道局において確認することを承諾します。

年 月 日

鹿児島市水道事業及び
公共下水道事業管理者 殿

住 所

氏 名

電話番号

※ この承諾書は、市税に滞納がないことの証明書並びに水道料金等納入証明書（水道料金及び下水道使用料について未納額のない証明用）等の添付を省略するために提出いただくもので、市税並びに水道料金納入状況の確認結果は、鹿児島市水道局が行う普通財産貸付の要件確認以外の目的には使用しません。

土地賃貸借契約書<例>

貸付者 鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者 水道局長 鬼丸泰岳（以下「甲」という。）と借受者 ○○○○○○（以下「乙」という。）の間において、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「貸付物件」という。）を乙に貸付け、乙はこれを借り受ける。

土地の表示 鹿児島市○○町○○番○
（○○跡地）

地 目 水道用地

地 積 ○○○㎡

（用途指定）

第3条 乙は、前条の土地を○○○○○の用（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

（指定用途に供すべき期間）

第4条 乙は、貸付物件を次条に規定する貸付期間中、引き続き指定用途に供しなければならない。

（貸付期間）

第5条 貸付物件の貸付期間は令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日までとする。

（貸付料及び支払い）

第6条 貸付物件の貸付料は、月額○○，○○○円とし、1月に満たない月があるときは、その月の貸付料は、日割り計算等により算出した額とする。

2 乙は、前項に規定する貸付料を甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において、その納入期限までに支払わなければならない。

3 既納の貸付料は還付しない。ただし、甲の事業上の都合により賃貸の許可を取り消したとき、その他甲が特に認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（契約保証金）

第7条 契約保証金の納付は、鹿児島市水道局契約規程（平成20年規程第7号）第1条の規定により準用する鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第26条第7号の規定により免除とする。

(延滞金)

第8条 乙は、その責めに帰すべき事由により、貸付料を前条に規定する納入期限までに支払わなかったときは、貸付料について、当該納入期限の翌日から支払のあった日までの期間につき、行政財産の目的外使用の許可日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た延滞金を支払わなければならない。

(貸付料の改定)

第9条 甲は、貸付料の額が土地価格の変動により、又は近隣土地の地代若しくは賃料に比較して不相当となったときは、将来に向かって貸付料を改定することができる。

(使用上の義務等)

第10条 乙は、貸付物件の使用にあたっては、騒音、交通の阻害又は火災等が生じないように安全管理の徹底に努め、善良なる管理者の注意をもって貸付物件を維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の使用にあたって発生した事故又は第三者への損害等について全ての責任を負うものとする。

(転貸の禁止等)

第11条 乙は、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(1) 貸付物件を転貸し、又は使用权を譲渡すること。

(2) 貸付物件を指定用途以外に使用すること。

(3) 貸付物件を利用して営利事業を行うこと。

(指定用途の変更、解除等)

第12条 乙は、やむを得ない理由により指定用途等の変更又は解除を必要とするときは、詳細な事由を記載した書面により甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に定める甲の承認は、書面によって行うものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 乙は、貸付物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(住所等の変更の届け出)

第14条 乙は、その住所又は名称に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

(調査報告等の義務)

第15条 乙は、貸付物件の使用に関し、甲から報告、資料の提出又は調査を

求められたときは、甲の指示に従って速やかに報告し、資料を提出し、又は調査を受けるとともに必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合は、催告しないでこの契約を解除することができる。

(1) 第3条、第4条、第6条、第10条、第11条、第12条及び第15条の規定に違反したとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力

団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると

認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(3) 前号に定めるもののほか、乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

3 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 甲は、貸借物件を公用又は公共の用に供するときは、貸付期間中といえどもこの契約を解除することができる。

(原状回復)

第17条 乙は、前条第1項の規定により契約を解除された場合又は貸付期間が満了した場合においては、自己の負担で直ちに貸付物件を原状に回復して、甲に返還しなければならない。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第19条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、関係法令及び甲の条例、規則による外、甲、乙協議の上定めるものとし、協議が整わないときは、甲の解釈によるものとする。

(債権譲渡禁止)

第20条 乙は、本契約により生じる債権を第三者に譲渡してはならない。

(裁判管轄)

第21条 本契約に関する裁判は、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意裁判管轄とする。

甲と乙とは、本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 鹿児島市鴨池新町1番10号
鹿児島市 水道事業及び公共下水道事業管理者
水道局長 鬼丸泰岳

乙